

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第二条第一項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一号中「。以下この条」を「。以下この号」に改め、「生ずる日（」の下に「平成二十九年九月八日。」を加え、「この号」を「この条」に、「単に「定期検査」を「新定期検査」に、「定期検査が」を「新定期検査が」に改め、「。次号において「定期検査開始日」という。」を削り、「平成三十五年十二月三十一日」を「平成三十六年六月十七日」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 条約発効日前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、条約発効日以後最初に行われる特定設備についての新定期検査が平成三十一年九月七日以前に行われるもの（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十九条の三十六の表の

下欄に掲げる設備等（旧法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。）についての旧法第十九条の三十六の規定による定期検査（旧法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検査を含み、当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七日以前に行われた船舶を除く。） 条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日又は平成三十六年六月十七日のいずれか早い日

附則第八条を附則第九条とし、附則第五条から附則第七条までを一条ずつ繰り下げ、附則第四条の次に次の一条を加える。

（特定現存船に関する経過措置）

第五条 特定現存船（前条各号に掲げる船舶であつて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出（改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換排出をいう。）を行うことができないものとして国土交通省令・環境省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）からの有害水バラスト排出（同項に規定する有害水バラスト排出をいう。）については、前条各号

に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条第一項本文（新法第十条の六において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 特定現存船については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条の二（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）、第十九条の四十一第一項（新法第十七条の二第一項に規定する有害水バラスト処理設備（以下この条において「有害水バラスト処理設備」という。）に係る部分に限る。）並びに第十九条の四十四第一項及び第三項（それぞれ有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 特定現存船についての新法第十九条の三十六（有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第二条第一項の政令で定める日以後初めて」とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国際海事機関における二千年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に関する決定事項を実施するため、一定の現存船による有害水バラストの排出等に係る経過措置について、その期間を延長する等の必要があるからである。